

【第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画(案)】に対するご意見の概要と市の考え方

番号	ページ	項目	意見の概要	佐渡市の考え方	計画(案)に修正の有無
1	6	市民の意見の反映	市民意識調査の回収率が低いこと(41.4%)は、市民の人権に関する意識が低いということであり、比較的若い世代での否定的な回答が多くみられることについては、人権教育に課題があるということになる。 今までの啓発推進施策を総括し、改善する具体的な方法を策定する必要がある。	各分野の取組内容は個別事業の担当課による評価、意識調査の結果を踏まえながら懇談会による全体評価を行い、計画全体の進行管理ができるよう評価方法の改善も行っておりまいます。	無
2	6	市民の意見の反映	アンケートからは第3次の5年間で人権意識が高まったとは言えない状況で、これをふまえて第4次計画を取り組まないで、この先も意識はあまり変わらない。抽象的なきれいな言葉や理想論を並べるのではなく、具体的な取組を進められる計画であってほしい。		無
3	15	市民意識調査からみた課題	相談先として、家族や親せき、友人など周囲の人が多くなっていることは、言い換えればそこしか相談先が無いということである。 人権擁護委員や法務局、県人権・同和センターや地域の人権関連団体など相談窓口のPRや連携強化が求められるが、予算措置も含め声かけだけでなく具体的な計画が必要である。	人権問題等に関する相談窓口については、法務局や関係機関と連携して周知に取り組んでまいります。	無
4	17	分野別人権施策の推進	「分野別人権施策」の各項目は、法務省人権擁護局の「令和6年度啓発活動協調事項」を参考にしながら市独自に、「2-11個人情報保護」を加えたものか。今回あらたに、第3次にはなかった「2-8感染症に関する人権問題」、「2-10性的マイノリティに関する人権」が追加されたが、最近の社会情勢を考えれば当然のことだと思う。 (2)「2-12様々な人権問題」には11項目以外の主な人権課題があげられているが、法務省人権擁護局「令和6年度啓発活動協調事項」(全17項目)も紹介したらどうか。	「2-11個人情報保護」は第3次計画から引き続き分野別人権施策として掲載しています。ご提案のありました「啓発活動協調事項」については、市民啓発活動のなかで紹介していきたいと考えております。	無
5	18	女性の人権	施策の方向の本文の入れ替え ・固定的性別役割分担意識の解消の啓発 ・労働基準監督署と連携を取り、新潟労働局が主催する研修会で下記の取組を進める。 ①賃金、労働時間等の労働時間の男女均一化 ②職場と家庭生活の両立を可能にするために職場の改革を進める ③あらゆる分野における男女共同参画を推進する ④女性の人権を守り尊重する環境づくりを進める ・選択的夫婦別姓制度の制定を国に働きかける ・市は労働組合の担当者を集めた研修会等で取組を進めさせる ・女性の人権を守り尊重する環境づくりを進めるために「女性課」(仮称)の新設の検討	意見を踏まえて本文の一部修正し、反映していない項目は第4次計画の施策を推進するうえで参考にさせていただきまます。	有
6	18	女性の人権	(2)施策の方向に④として追記されたい。 ④ハラスメント根絶をめざし、「佐渡市」ハラスメント防止条例」の制定にむけ、ハラスメント防止条例制定委員会を発足させます。	現在のところ、提案された委員会を設置することは予定しておりませんが、施策を推進するなかで、議論のテーマとして検討させていただきます。	無
7	18	女性の人権	「啓発活動・教育を行います」「支援と啓発に努めます」「社会的条件の整備に努めます」「相談・支援体制の充実に努めます」等は実施主体の市のことですので、努めるというのは”出来たらやる”という風にしか見えない。 ◎男性の意識改革のための啓発活動を明記、実施してほしい。 (意識調査の結果、問題が明らかにになっています。それは地方では今も男尊女卑的差別意識がまだ残っていることが主要な原因となっているということかとも思います。つまり男性の意識が変わることが大切です。ワークライフバランスを語る以前の問題ではないでしょうか。)	努めるという表記は、ご意見を踏まえて本文を一部修正します。意識啓発の推進については、男女平等意識のなかに男性の意識改革も含めて取り組んでまいります。	有
8	20	こどもの人権	【1】「こども」「子ども」の表記の確認 【2】子どもの貧困率、いじめ・暴力・不登校者数の明記 【3】教職員数の不足について記載 【4】施策の方向の本文入れ替え ①貧困、経済格差拡大を緩和する改革を関係機関に働きかける。 ②教員定数増加、教員賃金の増額、労働時間削減を教育委員会は早急に進める。 ③人権・同和教育をクラス・学年・学校で進める ・市・教育委員会の支援を得て、教員とPTAが通学路の保守・点検を行う、放課後教室や学童保育の制度を広げる	【1】平仮名表記の「こども」の使用について、令和4年こども家庭庁設立準備室から推奨されています。これに基づき、特別な場合を除き、平仮名の「こども」を用いています。 【2】こどもの貧困率等の数値につきましては、今後、啓発活動を通じて課題を広く伝え、皆様に認識を深めていただけるよう、検討してまいります。 【3】【4】いただいたご意見は施策を個別計画の施策を進める参考とさせていただきます。	有
9	21	こどもの人権	(2)施策の方向①いじめや不登校、体罰等への対策推進欄に、②③として追記されたい。 子ども、若者相談支援のため、相談窓口として「佐渡市スマイル・サポート・ステーション」(仮称)を市教委学校教育課の所管で設立します。 ③子ども基本条例を施行する準備会を発足します。 (3)取組内容(4)指標の欄に以下を追記されたい。 佐渡市スマイル・サポート・ステーション相談件数 目標500件	②佐渡市では、子ども・若者相談支援の窓口として子ども若者相談センターを開設しており、学校及び教育委員会などの関係機関や団体等と連携を図り、子ども若者が安全・安心に暮らすことができるよう相談支援体制の充実に取り組んでいます。 ③佐渡市では、すべての子どもの人権が尊重され、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく安心して生きることができるよう地域を目指し、「佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例」を令和4年3月18日に制定し、子どもが夢と希望をもって健やかに成長できるように取り組んでまいります。	無
10	24	高齢者の人権	【1】現状と課題に佐渡市の高齢化率、一人暮らし世帯数、高齢夫婦世帯数を記載 【2】高齢者を取り巻く根本問題として貧困、悪徳商法について記載、政府の「高齢社会対策大綱」について追記 【3】施策の方向に追記 ①高齢者の貧困を改善する方策を国県に訴えていく ②高齢福祉課は自治会の防災委員会や民生委員と情報交換を密にし、高齢者のみ世帯への生活支援を行う。	【1】【2】【3】高齢化率については記載しておりますが、その他、本市の現状や支援に関する具体的な施策等は、個別計画の「佐渡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」をご紹介していきたいと考えております。	有
11	26	障がいのある人の人権	◎障がいの者はその特性によって対応が違うことを念頭に、専門家の増員、相談体制の強化を追記してほしい。 (「障がいの者」をひとくくりにして計画を立てるのは少し違うと思う。障がいは身体的、精神的、病氣、脳の特性によるものなど、特徴も症状も多岐にわたる。その為に専門家の増員は必須と考える。 又、障がいの者が働いて自立できる環境はまだ出ていない。単純作業で工賃といわれるような働き方ではなく、働いた対価が賃金としてもらえる仕組みをめざしてほしい。)	本計画は、人権教育啓発の基本的な方針を示していますので、個別、具体的な支援策等については、「佐渡市障がいの者プラン」に基づき施策を推進してまいります。	無
12	26	障がいのある人の人権	【1】現状と課題に佐渡市での障がいのある人の実数や割合を明記 【2】津久井やまゆり園の事件について 【3】施策の方向 ②合理的配慮について「周知と遵守の徹底を図り、法定雇用率を遵守させるよう」明記する ④「幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。」を削除(ノーマライゼーションの考え方が特別支援教育のあり方と矛盾するため)	【1】障がいのある人の実数等については「佐渡市障がいの者プラン」に掲載しておりますので、本計画に関連する個別計画として紹介していきたいと考えております。 【2】個別事業は、普及啓発活動を通じて情報提供していきたいと考えています。 【3】②「合理的配慮」についての周知と遵守の徹底を図り、法定雇用率の順守に向け、ハローワークおよび関係機関と連携して取り組みます。」と修正します。 ④「障がいのあるこどもの教育・保育環境づくり」「ノーマライゼーションの理念のもと、障がいがあっても、こどもの頃から共に学び、遊び、育っていくような、教育環境の整備や合理的配慮に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた教育相談・支援に取り組めます。」と修正します。	有
13	27	障がいのある人の人権	(2)施策の方向 ③障がい関連福祉サービスの充実 「障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実を目指します。」の文章に、障がいを持っていることが悪いような差別的なニュアンスが感じられる。 障がいを持っていても安心して生きていけるという2行目の表現は良い。	③障がい関連福祉サービスの充実 「障がいの者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいの特性に応じた適切な保健・医療サービス及び福祉サービスの充実を図ります。」と修正します。	有
14	28	障がいのある人の人権	(2)施策の方向 ④障がいのあるこども教育・保育環境づくり 【1】「合理的配慮」の意味をわかりやすく。 【2】「幼児期からの特別支援教育の充実を図ります」は障がいのある子どもを特別に扱うということであり、ノーマライゼーションの理念と矛盾してはいないか。	【1】「合理的配慮」については、P27に注釈を記載いたします。 【2】④ 番号12 参照	有
15	29	同和問題(部落差別問題)	現状と課題 被差別部落、被差別部落民についての説明 身元調査についての市民意識調査の結果(法務省の調査との比較)の記載 インターネット上の被差別部落情報の掲載されている問題を明記 「そとしておけば部落差別は自然になる」に続けて「(これを「寝た子を起すな」と言います)」を追加 (2)施策の方向に「同和教育授業を地域の関係者すべてに公開する」「佐渡市人権条例の制定を目指す」を追加	現状と課題につきましては、ご意見を踏まえて修正を行い、今後、市民啓発活動を通じて理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。 (2)同和教育に関する授業は広く公開することを明記しております。条例制定については、現在のところ予定しておりますが、施策を推進するなかで、議論のテーマとして検討させていただきます。	有
16	30	同和問題(部落差別問題)	(2)施策の方向 ④として以下を追記されたい。 ④「佐渡市人権都市宣言」にむけて、学識者・市民代表による人権都市宣言準備委員会を発足します。 (3)取組内容、(4)指標 ①に以下を追記されたい。 学校同和教育事業(主管課 市教委学校教育課) 各小中学校の人権教育、同和教育研修において、年1回以上研修や当事者から学ぶ研修会を開催します。 社会同和教育事業(主管課 市教委社会教育課)	(2)④現在のところ、提案された委員会を設置することは予定しておりませんが、施策を推進するなかで、議論のテーマとして検討させていただきます。 (3)(4)取組内容は個別事業のなかで公表する予定です。	無
17	30	同和問題(部落差別問題)	(3)取組内容において「人権を扱った道德授業の公開等」とあるが、人権・同和教育は道德の一環ではなく独立した位置づけが必要である。	施策の方向を「各学校・園における人権教育・同和教育の推進」、取組内容を「授業公開や教職員の資質向上のための現地学習、指導案づくり研修等の実施」と修正します。	有
18	32	外国籍の人の人権	【1】「外国籍の人」「外国人」の表記の確認 【2】現状と課題 日本の労働者不足、外国人労働者の労働条件について ヘイトスピーチについて 【3】施策の方向 外国人の労働条件の改善を要請する 国際交流、多文化共生、相互理解の促進において、労働者や労働環境を大切にしなければならぬが、歴史に学ぶということも必要ではないか 過去の朝鮮人労働者の問題も含め歴史認識も大切	【1】第2次、第3次と「外国籍の人」と表記してまいりました。より包括的に理解を深めるためにこの表記としています。 【2】現状と課題につきましては、今後、啓発活動を通じて課題を広く伝え、皆様に認識を深めていただけるよう、検討してまいります。 【3】「他国の歴史や文化に対する理解を深め、日本と外国の相互理解、差別の禁止など人権教育を進め、言語や文化をお互いに伝えあう相互理解を深めます。」と修正します。	有
19	43	個人情報の保護	(2)施策の方向の①について、以下を追記されたい。 事業の実施主体である市職員の法令順守が求められるとき、各課ごとの人権に係わる法令・条例等の研修会を開きます。また、「思想及び良心の自由の侵害に関する職員研修会」も併せて開催します。	(3)の取組内容①主な取組内容を「個人情報の適正管理及び市職員研修会の実施」と修正します。	有
20	44	様々な人権問題	(2)施策の方向の③として、以下の通り追記されたい。 ③公文書等の管理に関する法律は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とされ、知る権利、情報公開は人権と表裏一体をなすものです。近年「知る権利」に関する不適切な取り扱いが後を絶ちません。人権を守り高めるうえで「知る権利」の拡充は避けられず、「知る権利」の拡充を推進します。	現在の情報公開制度を評価しつつ、適切に実施できるよう制度の改善等を検討してまいります。	無
21	17～44	分野別人権施策の推進	第3次と比べ、全体的に「分野別の課題」から各関係部署の「具体的な事業」の記述がほぼなくなり、代わりに記されている「取組内容」も具体性はなく、全体的に一般的かつ基本的な内容になってしまった。簡潔でいいのかもしれないが、一市民の立場で意見を述べることもなくなった気がする。 (1)ただ、それぞれの課題について各部署が取り組んでいくためには、やはり具体的な計画が必要である。市民はそれをどう知れるのか。	分野別の取組は、関係部署の個別事業として公表する予定です。	無
22		計画全体	【1】第3次の推進計画について、具体的な総括のあとは見受けられない。成果を上げるためにも過去の実績について率直かつ具体的に総括されることが求められる。 【2】本事業を進める上で広く有識者等からの意見、助言を求めるために「佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会」は定めた組織であり、人権に係る重要な懇談会である。形式的な懇談会で終わることなく、真摯に検討し意見具申できる懇談会を強く希望する。 【3】本事業を推進するためには、事業の実施主体である市職員のゆるぎない人権意識が不可欠であるとともに、分野別の「取組内容」「指標」は抽象的な計画ではなくより具体化した方針が示されることが求められている。	【1】施策の成果については、懇談会のご意見を踏まえながら計画の進行管理に努めてまいります。 【2】いただいたご意見を参考に懇談会の運営方法を委員の皆様と協議していきます。 【3】分野別の取組内容は、個別事業として公表する予定です。	無
23		計画全体	懇談会の運営について スケジュールに基づいて会を進めるため、委員の意見を聞こうとしなかったように思える。 一つ一つ議論して、第3次計画と違う内容、具体的な打開策など検討すべきなのにそうしなかった。	懇談会の運営方法については、委員の皆様のご意見を伺いながら改善すべきところは見直します。	無